

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川区障がい者福祉システム令和7年10月法制度 改正対応改修業務委託	№5200683
工（納）期	令和8年2月28日	
契約締結日	令和7年8月8日	
契約金額	8,918,800円（消費税込み）	

契約相手方	富士通 J a p a n 株式会社 東京ユニット（蒲田） （法人番号：5010001006767）	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	荒川区障がい者福祉システム令和7年10月法制度改正対応改修業務委託
指名業者 (案)	名 称 富士通Japan株式会社 東京ユニット(蒲田) 代表者 アカウントゼネラルマネージャー 遠藤 光憲 所在地 東京都大田区新蒲田1丁目17番25号
特命理由	本件は、現在稼働している障がい者福祉システムについて、令和7年10月から実施される就労選択支援の創設に伴い、同システム機能の改修業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 本件の作業を正確に行うためには、現行システムの構成や特性、運用方法等に関して精通していることが不可欠である。 上記業者は、現行システムの導入及び運用保守事業者であり、当該システムのソフトに係る著作権についても保持していることから、本件業務を実施可能な唯一の事業者であり、現行システムを熟知している上記業者であれば、限られた期間における円滑かつ確実な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)